

# 2025年度 和坂小学校いじめ防止基本方針

明石市立和坂小学校

## 1 はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であり、**どのような児童にも起こりうる**ことであるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組まなければならない。そして、万が一いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決していかなければならない。そのために「学校いじめ防止基本方針(以下、「学校基本方針」とする)」を作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

### ◆法の目的◆

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### ◆いじめの定義◆

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

## 2 いじめ問題の現状

### (1) いじめの予想される態様

- ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
- ・「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」
- ・仲間はずれや無視など、心理的な攻撃を伴ういじめが増加し、誰でも加害者や被害者になったり、いじめが長期間にわたり潜在化したりする場合がある
- ・インターネットを通じて行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、発信者および受信者が広範囲に及ぶ

### (2) 認知のきっかけ

- ・本人から学級担任への申し出、訴え
- ・保護者から学級担任への申し出、訴え
- ・他の児童からの申し出、訴え
- ・学級担任が発見
- ・担任以外の教職員が発見

### (3) 発見ならびに対応上の課題

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。

#### <留意事項>

- ・子どもの様子がおかしいと感じたら、担任一人で判断せず、周囲の教師にも相談し、確認すること。

- ・教員がいじめの定義をしっかりと認識し、被害を受けている子どもの立場になって考えること。  
(被害児童の中には、いじめと認めたくない・大ごとにしたくない気持ちをもつ児童もいる。)
- ・第三者(児童・保護者)からの情報提供をはじめ、いじめの疑いがあれば情報収集や関係児童への面談を必ず行う。
- ・「じゃれあい」「けんか」という認識でよいのか、いじめの要素がないのかじっくり観察すること。
- ・加害および被害の保護者への十分な説明、情報交換を行い、連携を深めること。
- ・再発防止に努めるとともに、事後のケアの方法を検討すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会および各関係機関と連携し適切に対応すること。

### 3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、すべての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

- ・いじめ問題は、重大な人権侵害で、絶対に許されない行為であり、学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つこと。また、命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うこと。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や規範意識を醸成すること。
- ・学校基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭や地域との連携強化を図り、関係者が一体となって組織的に対応すること。
- ・児童生徒が、学級活動、児童会や生徒会活動などでの主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動などについて自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援すること。

### 4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

#### (1) 指導体制

- ①いじめ防止対策委員会(生活指導委員会が兼ねる)の設置(※組織的な対応が重要)
  - ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、全体生活指導担当、学年生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー(県配置または児童生徒支援課)、スクールソーシャルワーカー(児童生徒支援課)をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。
  - ・定例委員会を毎月一回開催し、いじめ事案(重大事案)の想定できるときは緊急開催する。
  - ・年間指導計画の作成と実施、校内相談窓口の整備と周知、情報収集、情報の整理と分析および適切な管理、効果的な対策の検討と全教職員への周知、共通理解を図る。
- ②学校・家庭・地域の連携
  - ・相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- ③学校評価・教員評価による改善
  - ・組織的対応の取組を評価、改善する。

#### (2) 未然防止

- ①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
  - ・特に自己受容を感じられるよう働きかける。
- ②いじめに対する正しい理解
- ③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ④児童生徒や学級の様子把握
- ⑤校内研修の充実
- ⑥児童会による運動
- ⑦SNSの使用に関しての指導、保護者啓発、職員研修

### (3) 早期発見

#### ①生活アンケート調査の実施

- ・生活アンケート調査は、6月、11月、2月に、各学期一回実施する。

#### ②チェックリストの作成と活用

- ・担任が一人で抱え込むのではなく、全教職員で、登下校時や業間、昼休み、清掃時、放課後など、子どもたちの様子を観察し、気になることがあれば声をかけ、丁寧に話を聴くなど、子どもたちに寄り添った働きかけを行う。 ※状況に応じて記録を残す。

#### ③日記（個人ノート）、連絡帳などの活用

- ・子どもたちのサインをいち早く収集することにつながる日常的な日記（個人ノート）や連絡帳などの記述や会話から、子どもたちの内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。

#### ④個別面談、教育相談の充実

- ・児童生徒との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。その場合、アンケート調査と連動して行う。また、児童理解のためにも面接週間「あのねウィーク」を生活アンケートと併せて年間3回実施する。
- ・担任だけでなく、養護教諭、生活指導担当、専門職員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）による、多面的なかかわりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

### (4) いじめ発生時の組織的対応

#### ①情報収集と現状認識の共有化

##### \*正確な情報収集と分析

- ・いじめられた子どもの立場に立って、いじめられた子どもの気持ちを受け止めながら、いじめに至った経緯や行為の内容などについて、丁寧に確認する。
- ・いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- ・被害者および加害者、観衆、傍観者など、いじめにかかわった様々な立場の子どもたちすべてから、事実確認を行う。

##### \*情報と現状認識の共有化

- ・直ちに管理職、生徒指導担当に報告する。
- ・校長は、状況に応じて、いじめ防止対策委員会を開催するなどして、正確な情報収集に努めるとともに、情報を整理して全教職員に伝え、情報の共有化を図る。

#### ②対策の検討

##### \*対策の検討と役割分担・調整

##### \*対応への全教職員の意思統一

- ・具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確に示す。

##### \*関係機関などとの連携・調整

- ・家庭、地域、各関係機関に「報告」「連絡」「相談」を適切に行う。その際、窓口の一本化を図る。
- ・子どもたちへの指導について、特に触法事案に至っては、明石警察署（生活安全課少年係）、明石少年サポートセンターと、情報の共有や連携に努める。

#### ③個別の対応

### **\*いじめられた側の児童への対応**

- ・いじめの解消に向けた決意を伝え、子どもたちを徹底して守る姿勢を示す。
- ・専門職員（スクールカウンセラーなど）と連携し、心のケアを行う。
- ・家庭や外部の各関係機関との連携を図る。

### **\*いじめられた側の児童の保護者への対応**

- ・家庭訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- ・保護者からの訴え（思い）を傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- ・適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

### **\*いじめた側の児童への対応**

- ・子どもたちが、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
- ・自らの言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気付かせ、反省を促す。
- ・家庭や外部の各関係機関との連携を図る。

### **\*いじめた側の児童の保護者への対応**

- ・家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、複数の教職員で対応する。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた側の子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

### **④周囲の子どもたち・保護者への対応**

#### **\*学級活動、児童会において**

- ・子どもたちに、いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを呼びかけ、自分たちの周りにおけるいじめについて考えさせる。
- ・学級活動、児童会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。

#### **\*周囲の児童への対応**

- ・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
- ・周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ・見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持、加担する存在となり、いじめられている子どもにとっては、支え（味方）にはなり得ないことを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かにいじめを知らせたりする勇気を持たせる。
- ・いじめられている子どもの苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

#### **\*周囲の児童の保護者への対応**

- ・事実に基づく正確な情報を伝え、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- ・関係する子どもたちや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- ・今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

#### **\*地域との連携・協力**

- ・地域において、不確かな情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- ・学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ・人権やプライバシーに配慮し、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
- ・校外などにおけるいじめや問題行動などについては、スクールガード、自治会など、

地域の方々としっかり連携を行い、気づきや発見があれば、学校へ速やかに連絡が入る体制づくりを行うとともに、実態把握、早期対応に努める。

#### **\*各関係機関との連携・調整**

- ・教育委員会の指導を受けながら、必要に応じて、明石こどもセンター・警察・明石少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。
- ・特に、暴行や傷害などの事実が認められた場合は、原則として、警察または明石少年サポートセンターに情報提供を行う。警察の捜査には、その妨げとならないよう配慮しながら協力し、対応を進める。また必要に応じて、明石少年サポートセンターに相談し、協力を依頼する。

#### **⑤事後指導**

##### **\*関係者・各関係機関への適切な報告**

- ・保護者や各関係機関に、いじめの解消に至った経緯および今後の指導について適切に報告する。

##### **\*長期間の継続観察と指導**

- ・解消したと見られた後も、子どもたちの観察を継続して行い、適宜指導する。

##### **\*事例の分析、改善策の立案**

- ・事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

#### **⑥体制の強化**

##### **\*総合的な取組体制の強化**

- ・これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。

### **(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応**

#### **①インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握**

- ・情報モラルに関する教職員の指導力向上
- ・児童生徒、保護者への啓発（保護者との連携）

#### **② いじめを発見した場合、書き込みや画像削除などの迅速な対応**

- ・人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口などの専門機関と連携

## **5 重大事態への対応**

### **(1) 重大事態とは**

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた子どもの状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った、金品などに重大な被害が生じた場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### **(2) 重大事態への対応**

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し（学校主体で調査し教育委員会は学校の調査をバックアップするのか、教育委員会が調査するのか）、判断する。

学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ防止対策委員会に専門的知

識及び経験を有する外部の専門家である弁護士（明石市コンプライアンス担当課長）や教育委員会児童生徒支援課担当職員などを加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

## 6 その他の事項(評価・検証等)

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめの防止などについても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信するように努める。

また、いじめの防止などに実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止などに取り組む観点から子どもの意見を取り入れるなど、いじめの防止などについて、子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。